

## 飯塚市庄司川流域浸水対策に関する土地利用条例(骨子案)について

このたび、飯塚市庄司川流域浸水対策に関する土地利用条例の策定を検討しており、策定する条例の骨子案をまとめましたので、ご意見をお寄せください。

### 1 飯塚市庄司川流域浸水対策に関する土地利用条例とは

庄司川流域については、国、県、市において「庄司川総合内水対策計画」を策定し、ハード・ソフト対策が一体となった総合的な内水対策を実施しております。

このたび、ハード対策が完了した後も内水浸水の危険性が高い地域において、新たな浸水被害の防止を図るための土地利用に関するルールとして策定するものです。

### 2 主な条例内容

条例の目的は、「この条例は、内水氾濫による浸水被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、住宅の浸水被害の防止に関する必要な事項を定め、もって市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりに寄与することを目的とする。」としており、【別図1】に定める区域において、人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分を建築する場合に、浸水対策をして居室の床面の高さを【別図2】に定める高さ以上に設置することを求めるものであります。また、建築行為を行う場合は、浸水対策の内容の届出を必要とするものです。

### 3 条例策定のスケジュール

- ◆ 条例の提案 令和8年6月飯塚市議会定例会に提案(予定)
- ◆ 条例の施行 令和9年1月1日(予定)

#### お問い合わせ先

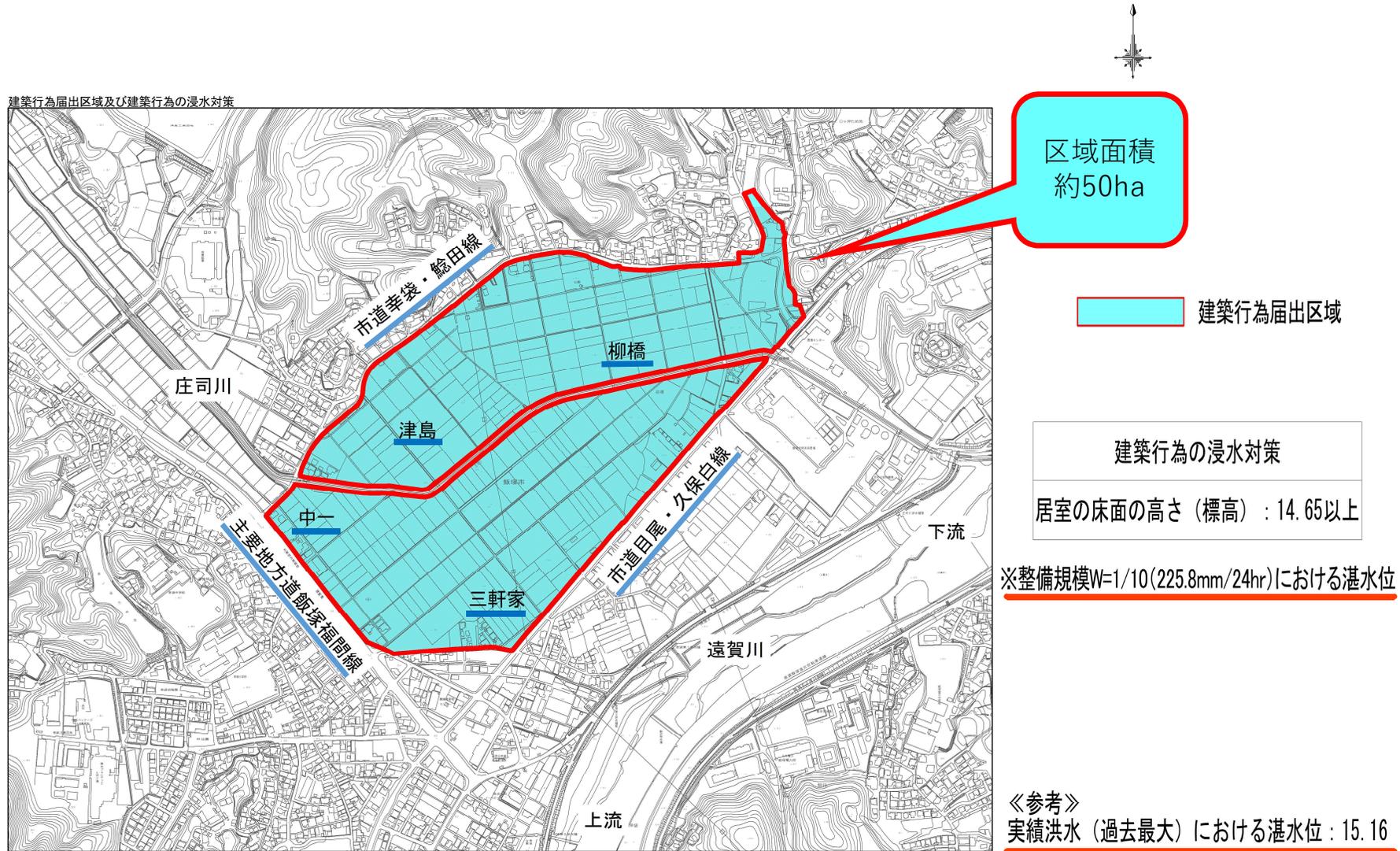
飯塚市 都市建設部土木建設課建設係

〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号

TEL 0948-96-8472 FAX 0948-22-5827

## 条例にてルールを設定する区域

この区域で住家等の建築行為を行う場合には、次ページのイメージ図のような対策をお願いするもの



ただし、整備規模以上の降雨によっては、計画水位以上となることが想定されます

# 建築する場合のイメージ図

居室（普段生活する部屋）の高さを基準より高くする対策をお願いするもの

